

旭地区第1次住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第2号新しい町名と区域(案)
の検討を進めています!!

平塚市では、訪ねやすく、分かりやすいまちのため、旭地区の住居表示実施を3つの区域に分け、第1～3次として行う予定です。

(日向岡1、2丁目はすでに実施したため除きます)

「旭地区第1次住居表示実施検討会」は、第1次(山下・高根・万田)地区の新しい町名及び区域(案)を、地域の方とともに検討するために発足し、これまでに5回開催しました。

今後も開催を重ね、令和2年度上半期に検討結果を案としてまとめ、地域からの要望書として市長に提出することを目標に、検討を進めています。

★ご意見を事務局にお寄せください！(平塚市都市整備課21-8783:直通)

町名(案)は、例えば「山下一丁目」「高根一丁目」「万田一丁目」で考えています

検討会では、新しい(住居表示実施後)町名(町の名前)を「大字名+●丁目」が、より分かりやすく、親しみやすく良いのでは、と考えています。

考え方の例	大字名	新しい町名(案)
大字名+●丁目	山下	山下一丁目、二丁目、三丁目など
	高根	高根一丁目、二丁目、三丁目など
	万田	万田一丁目、二丁目、三丁目など

町名(町の名前)の考え方、ポイント

- 従来の名称、もしくは地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称など市民の意向に配慮し、親しみやすく語調の良いもの
- 読みやすく、簡明なもの
- 市内に既にある町名や類似の町名は避けます

町の区域(案)は、 それぞれ3分割で検討しています

イメージは、次ページの検討図をご覧ください。

新しい「町の区域(案)」は、山下、高根、万田ともに3分割(区分け)がよいと考えて、検討しています。

【山下】		【高根】		【万田】	
山下①	約 27ha	高根①	約 13ha	万田①	約 18ha
山下②	約 12ha	高根②	約 12ha	万田②	約 25ha
山下③	約 28ha	高根③	約 12ha	万田③	約 50ha

旭地区第1次住居表示実施検討会 とは

発足 : 平成30年12月

目的 : 第1次住居表示実施区域(山下、高根、万田)における新しい(住居表示実施後)「町の区域及び町名」(案)について検討すること。

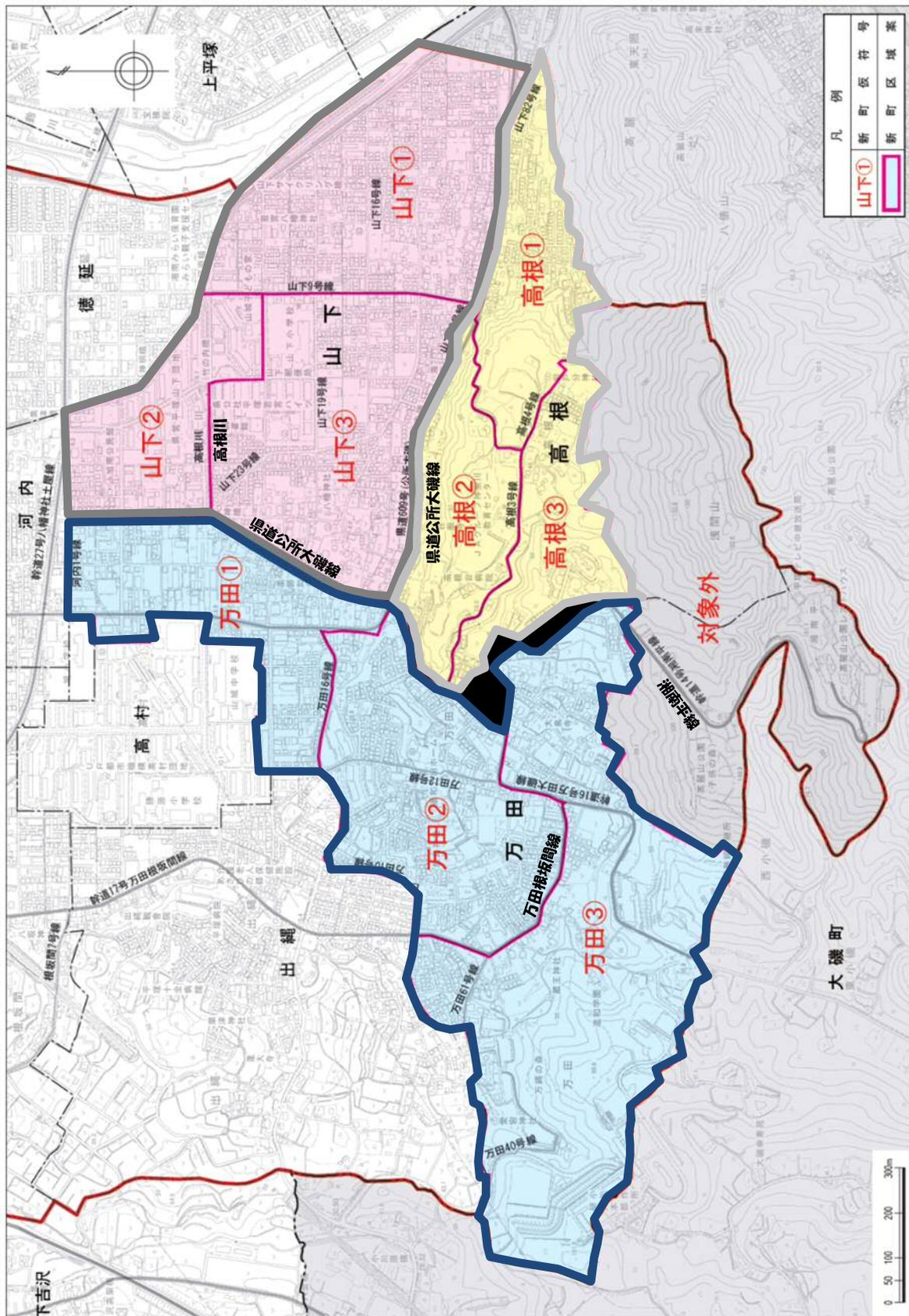
構成 : 対象区域内の各自治会から推薦された委員(8名)

開催場所 : 旭南公民館

※次回は、令和2年1月17日(金)に開催予定です。



現在、検討している町の区域（案）です



※中央付近の黒色部分は、字界とバス通り（湘南平線）に囲まれ、大字を入れ替えるか検討中の区域のひとつです。

★ご意見を事務局にお寄せください（平塚市都市整備課21-8783：直通）

今後のスケジュール(予定)

年 度	内 容
令和元年度	<p>○第1次住居表示実施検討会にて検討(山下、高根、万田)</p> <p>○住居表示審議会(市の附属機関)の開催(令和2年度まで)</p> <p>○市議会へ上程(令和2年度まで)</p>
令和2年度 ~3年度	<p>○検討会から市長へ「町の区域及び町名」(案)における要望書を提出 (令和2年度上半期)</p> <p>○令和4年2月頃 住所が新しくなります (第1次住居表示実施:山下、高根、万田)</p>

~Q&A~

Q) 住所が新しくなることで、自治会の区域を変更する必要がありますか？

A) 必ずしも変更の必要はありません。自治会の区域変更と連動しません。

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要がありますか？

A) ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。住所が新しくなるタイミングで、「新しい住居表示の手引き」等の資料により説明会を開催します。

Q) 本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 行政(市や法務局等)では、字名変更(例:山下〇丁目)を行いますが、地番(土地の番号:〇〇〇番地)の変更は行いません。一例を以下に記載します。

~~ 住所変更後の手続きの一例です ~~

◎ 手続き「不要」:行政(市や法務局等)が変更できるもの(職権でできる)

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名(地番でない)

◎ 手続き「必要」:皆さんに住所変更手続きをお願いするもの(職権でできない)

例 運転免許証、保険証(社会保険等)、個人契約の銀行や保険等



詳しくは事務局
まで、お問合せく
ださい。

令和元年12月
発行:旭地区第1次住居表示実施検討会
事務局:平塚市都市整備課
電話:21-8783(直通)
23-1111(代表) 内線2114